

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度 認 定 申 請 の 手 引 き

(令和7年12月受付分)

徳 島 県

認定申請の手引き

1 申請受付窓口

認定申請（以下「申請」という。）は、徳島県環境指導課で受け付けします。

徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 生活環境部 環境指導課 施設整備担当（11階）
電話 088-621-2268（直通）
ファクシミリ 088-621-2846

2 申請方法等

(1) 申請方法

申請に関しては、原則郵送で受け付けますので、必要書類一式を上記の担当宛てにお送りください。

認定区分は第1区分（☆）、第2区分（☆☆）、第3区分（☆☆☆）の3つの区分があります。第3区分（☆☆☆）が最上位ランクの認定区分です。

後述する各区分の認定基準及び認定基準の考え方を御確認いただき、認定基準への適合状況を御確認の上、申請する認定区分を明示して申請してください。

(2) 提出部数

申請書に必要な事項を記入し、**必要な書類（4ページ《参考》チェック用参照）**を添えて、**1部を提出**してください。

(3) 申請受付期間

申請受付期間（令和7年度第2回）は、
令和7年12月1日（月）から令和8年1月5日（月）までの間とします。

3 申請手数料

申請の手数料は徴収しません。

ただし、認定業者が表示することができる「認定マーク」の交付を希望する場合は、ステッカーの実費（1枚200円）を徴収させていただきます。

4 申請の条件

徳島県知事が許可した産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物処分業）を行う者で、**処理業の許可取得後3年以上の業務実績を有することが必要**です。

※法人としては許可取得後3年に満たないが、個人で許可を取得していた期間を合わせると3年以上の業務実績がある場合、あるいは近年において失効により業許可を有していない期間があるが通算すると3年以上の業務実績がある場合等については、上記担当までお問い合わせください。

5 認定基準及び認定基準の考え方について

各認定区分ごとの認定基準は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度実施要綱」別表2のとおりです。この認定基準の考え方及び申請に必要な添付書類の詳細については、「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る認定基準の考え方について」を御確認ください。

6 審査及び認定

(1) 審査

- ①申請書に基づき、申請内容が申請した認定区分の認定基準に適合しているかどうかについて、書類審査及び原則現地調査を行います。
- ②申請内容に誤りや書類の不足等がある場合は、書類の修正や追加の提出をお願いします。
- ③書類審査・現地調査の上、認定委員会において意見を聴取した後、認定します。

(2) 認定の連絡

- ①認定の場合
電話により、認定された旨を御連絡します。
- ②認定不適合の場合
不適合となったことを、文書で通知します。

(3) 認定証の交付

審査の結果、申請内容が認定基準に適合しているときは、認定証を交付します。

(4) 認定の有効期間

認定の有効期間は3年です。

更新を希望する際は、更新期限が到来する直前の申請受付期間（例年6月・12月の年2回を予定）に申請してください。

7 認定証の取り扱いなどの留意事項

- (1) 認定証は事務所等の見やすい場所に掲示するか、大切に保管してください。
- (2) 他人に譲渡したり、又は貸与したりしないでください。
- (3) 廃業等の理由によって不要となった認定証は、速やかに返納してください。

8 認定業者に対する支援措置

- (1) 県ホームページにおける産業廃棄物処理業許可業者名簿への認定の掲載等
第1区分から第3区分まで全ての認定業者について、認定業者であることを明示します。
- (2) 産業廃棄物処理業に使用する車両等への認定マークの表示
第1区分から第3区分まで全ての認定業者について、認定区分に応じた認定マーク（徳島県のイメージキャラクターである「すだちくん」を使用した認定マーク）を表示することができます（新たに認定された事業者が認定マークを使用するときは、あらかじめ認定マーク使用承認申請書を提出してください）。
- (3) 県が排出する産業廃棄物の優先的処理委託
第2区分及び第3区分の認定業者について、県の各執行機関が排出する産業廃棄物の優先的処理委託先とします。
- (4) 低利融資制度
第3区分の認定業者について、「徳島県優良産業廃棄物処理業者育成資金貸付金」融資の対象者となります。

※徳島県優良産業廃棄物処理業者育成資金貸付金の概要

①融資対象者

第3区分に認定された産業廃棄物処理業者

②融資対象資金

産業廃棄物の先進的な処理のための設備、事業所周辺の環境負荷低減のために導入する設備に要する資金

③融資金額及び融資利率

1 企業者につき1億円以内、年1.8%以内

詳細につきましては、上記担当までお問い合わせください。

(5) 県外産廃搬入特例

第3区分の認定業者について、県外産廃搬入における「事前協議」事務手続きの包括化・簡素化とともに、県の区域内においてリサイクルが適切に行われる場合にも事前協議の対象とします。

《参考》徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度認定申請に必要な書類一覧（チェック用）

申請書類の整備状況をチェックするために、下記を参考にしてください。

なお、各認定区分ごとに必要な添付資料の詳細は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る認定基準の考え方について」を必ず御確認ください。

○印：指定様式（申請書様式）

□印：公的書類（申請日から3ヶ月以内）、写し、又は指定様式なし

● 指定様式

- 徳島県優良産業廃棄物処理業者認定申請書（印鑑証明を取得した印鑑を押印してください。）
- 申立書（印鑑証明を取得した印鑑を押印してください。）
- 誓約書（印鑑証明を取得した印鑑を押印してください。）

1 遵法性

- 産業廃棄物処理業の現行許可証の写し
- 法人の履歴事項全部証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る）
※申請者が個人の場合は、申請者の住民票（本籍地記載のもの：申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る）
- 徳島県が委託して実施する「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会」修了証の写し、又はこれに類する講習会の修了証の写し（2年分以上）
- （公財）日本産業廃棄物処理振興センターのJWNET加入証の写し
- 年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書又はその写し
- 地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書又はその写し
- 徳島県暴力団排除条例が反映された処理委託契約書の写し又はひな形

2 情報公開性

- 【第3区分の場合】事前情報公開期間（新規は6ヶ月・更新は3年）以上の期間にわたり情報公表及び所定の頻度による更新が行われていることが確認できる資料

3 安定的な事業継続のための経理的基礎

- 【法人の場合】直前3期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- 【法人の場合】直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署発行の納税証明書「その1」）
- 【法人の場合】法人県民税・法人事業税の納税（完納）証明書（県税局、県南部・西部総合県民局発行のもの）
- 【個人の場合】直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署発行の納税証明書「その1」）
- 【個人の場合】個人事業税の納税（完納）証明書（県税局、県南部・西部総合県民局発行のもの）
- 【個人の場合】資産に関する調書（固定資産評価証明書又は残高証明書）

4 環境企業としての先進的取組【第2区分、第3区分の場合は選択項目】

- ☐ 【第3区分の場合必須】 I S O14001又はエコアクション21の認証の証書の写し
- ☐ 低公害車等の導入を証する書類
- ☐ 低公害型重機の導入を証する書類
- ☐ 事業場としてのCO₂削減対策を証する書類
- ☐ 車両等以外での環境負荷の少ない物品の購入を証する書類（3つ以上の製品分野）

5 リサイクルへの積極的な取組【第2区分、第3区分の場合は選択項目】

- ☐ リサイクルに係る先進的処理の取組を説明する書類
- ☐ 徳島県リサイクル認定制度に係る認定証の写し
- ☐ 排出事業者に対する分別排出の啓発を説明する書類
- ☐ 事業所内における環境理念等の掲示の内容、状態が分かる写真等

6 地域との共生【第2区分、第3区分の場合は選択項目】

- ☐ 事務分掌表及び直近3年間における苦情の記録の写し、直近3年間において苦情がない場合は苦情対応マニュアル等の書類
- ☐ 直近3年間の施設公開に係る実施記録・見学会の実施記録の写し
- ☐ B C P（事業継続計画）や市町村等との協定書の写し等
- ☐ 障がい者雇用又は高齢者雇用に申請日時点で1年以上取り組んでいることを証する書類（原則として、対象者についての労働保険・社会保険の加入が分かる書類）、障害者雇用状況報告書の写し（該当事業者のみ）
- ☐ 各種アドプト・プログラム、清掃活動又は地域行事への参加等の実績を証する書類、地域防災への協力の実績を証する書類